

議案第94号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地区体育施設のうち体育館の駐車場について使用料の上限額を定める等の必要があるによる。

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例

福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第6条第1項中「体育館の利用者（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる利用者を除く。）」を「次の各号に掲げる者」に、「別表第2」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 体育館（駐車場を除く。）の許可利用者（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。） 別表第2に定める額
- (2) 駐車場（規則で定めるものに限る。）を利用する者 1台1回1時間までごとに、500円を超えない範囲内において規則で定める額

第8条中「使用料」を「別表第2に定める使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場に係る使用料を減免することができる。

第9条、第10条及び第14条中「利用者」を「許可利用者」に改める。

第15条中「第5条まで、第7条から第9条まで、第11条及び第12条」を「第12条まで（第6条、第8条第2項及び第10条を除く。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第8条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

第15条の2第4項及び第5項中「利用者」を「許可利用者」に改め、同条に次の1項を加える。

8 駐車場については、前各項の規定は、適用しない。

第22条中「(第2号を除く。)の規定」を「の規定」に、「第8条(第2号を除く。)中」を「第8条第1項(第2号を除く。)中」に改め、「ある」との次に「, 第8条第2項中「市長は、特に」とあるのは「指定管理者は、市長が特に」とを加える。

附則第5項の表並びに別表第2 2 専用使用料 (1) 競技場の表及び別表第3備考第8項中「利用者」を「許可利用者」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。